

第十七章 農民一揆

第一節 元禄九年出石藩領札場打ちこわし

前代未聞の出来事
出石藩主小出家が元禄九年（一六九六）に断絶した際、世情騒然となり、出石藩領内の札場をなす金融業者や、新田開発地主がつぎつぎと打ちこわしにあつた。小出大和守吉政がはじめて播磨竜野から移封されて出石藩主となつたのが文禄四年（一五九五）であるから、小出家九代でほぼ百年程経過したわけであるが、その間において、近世幕藩体制は確立をみ、封建的な近世農村支配体制も着々と固められて來た。三宅村（豊岡市神美地区）においては承応二年（一六五三）の義民関岡茂右衛門の再検地要求の例がみられたが、出石藩領内において農民が暴動化したことはまだなかつた。この元禄の打ちこわしの激しさは当地方において前代未聞といわれ、非常に有名で重要な事件としてすでに『神美村誌』『国府村誌』『八鹿町史』などで大きく取りあげられている。そこで、ここでは、それらの著述でまだ取りあげられなかつた資料の中から、次の二つの資料を原文のまま紹介しておくこととする。

(このとき打こわしにあつた出石の札元鍋屋三郎右衛門は、嶋屋でなく鍋屋が正しく、手辺の札場龍野屋太郎兵衛は、建屋（たつのや）でなく龍野屋が正しいと思われる。従来の著述の中で異同があるが、このよう統一しておくべきであろう。龍野屋は小出吉政が播州龍野から出石に移封された際隨身し、土分を離れ手辺の住人となつた三木氏であり、屋号は郷里の龍野を名乗つたものであるとみられる)。

『但州発元記』の記事

「出石銀山札ノ事ニ付騒動セシ事」

元禄二年（一六八九）出石ノ城主小出家ヨリ、十五年切ノ願ヒニテ、銀札通用ノ儀、他領ハ御料、御私領共但馬國中ニ弘マリ、通用セシ處ニ、元禄九（一六九六）丙子年十月廿二日、小出久千代早世ニテ、代継之レ無キニ依テ、小出家此時ニ断絶セリ。故ニ諸方へ廻リ有ル処ノ銀札、我レモ々々ト札場ヘ持チ來テ、引キ替ントシケレドモ、城主ノ家潰レケル故、銀本無クシテ引替不埒（ふらぢ）ニ付、諸方ノ大勢催シ來テ札場ヲ散々ニ打破リ、家財ヲ奪ヒ取ル者モ有テ、十月晦日、札本鍋屋（嶋屋は誤）三郎右衛門ノ家ヲ破却シ、出石ノ騒動大方ナラズ。翌十一月朔日、手辺ノ札場龍野屋太郎兵衛ノ居宅へ右ノ大勢其外相加ハリ、乱入シテ家宅ヲ打破ル。元來此ノ家ハ國中ノ町家農人ノ家々ニ勝レタル大家ニテ、猶、造作美々シク手ヲ尽シ、式台掛リニシテ玄関ニ唐破風アリ。座敷ノ莊リ本式ニ手ヲ尽シ、庭ノ作り木、立テ石、伏セ石等、並木宗休ノ庭造ナリ。倉庫多ク建並ベタル大廈ナリシニ、右ノ者共入り乱レ、柱ヲ剪リ、壁ヲ穿チ、宇ヲ破リ、庭ノ作リ木ヲ抜キ取り、家財暫時ニ破滅セリ。同ク隠居ノ別宅モ亦斯ノ如ク、前代未聞ノ狼籍ナリ。所々札場ノ家数、已上八ヶ所ヲ破壊セリ。

(『但州発元記』元文二年(一七三七)岸田敬義編輯、宿禰繁道増補)

田井氏家事要録の記事 「元禄九(一六九六)子十月廿三日、出石大守小出久千代殿逝去。同月晦日出石

騒動。先年ヨリ札銀有。庶人多ク此札銀乞所持ス。出石札屋庶人集、以レ札求
銀。札屋不レ応。依札屋破壊、并札本鍋屋三郎右衛門、諸道具財宝奪取、庶人^{らんにゅう}濫入而屋財剪折^{せんせつ}、穿^しレ壁破^は字。

同十一月朔日、手辺建屋(龍野屋が正)太郎兵衛宅、庶人濫入而屋剪壊。此家ハ米錢多入所建立之大家也。
大戸口ハ唐破風、座敷回尽^{まわ}美、庭之置石作木尽^{まわ}善。家藏多立并大家也。庶人來集、柱剪、穿^しレ壁、破^は宇、
庭木折取、家藏共打壊。前代未聞之有様。不^ニ是而巳^{シテ}、太郎兵衛隠居家又如^シ此。以上札本并札家之數八軒
打壊。此頃伊佐新田主追払、浅間村、宿南村押^ミ領^ム之。後日押領人、新田主、依^ミ決断牢ニ入。札本京曾
谷、同久川、同出石鍋屋三郎右衛門、手辺建屋(龍野屋が正)太郎兵衛」

札場と掛屋

この事件の原因は、背景としては当時米が不作で米価騰貴し農民は貢租減免を要求しつつあ
り、藩權力と結んだ札場業者や新田開発地主に対する農民の不満が高まっていたところへ、
出石藩主小出家が断絶したため、銀札引替に庶民が殺倒し、その引替を拒絶されたのが直接の原因となつて
大規模な打こわしが爆発したものである。

尚、当時の藩權力と結ぶ御用商人の地位も決して安定したものではなかつたことにつき、つぎの資料を紹
介しておく。

「一、米屋彦左衛門、戊ノ夏（元禄七年、一六九四）より御払米を肝煎^{あらげん}、其節かけや、江原屋七兵衛。
 二、亥ノ歳（元禄八年、一六九五）より彦左衛門へかけや被^{仰付}、御用ヲも弁ル。其後丑ノ八月（元禄十年、一六九七）ニかけや被^{召上}。替り和泉屋勘九郎。彦左衛門手鍵閉門ニ而、明ル寅ノ春（元禄十一年、一六九八）御捨免。

一、右彦左衛門、寅ノ夏（元禄十一年、一六九八）より又かけや相務、御用ヲ勤ル」。

かけや（掛屋）は年貢米を処分し、藩金融に応ずる典型的な御用商人両替業者であり、右の資料によれば、元禄七年から元禄十一年までの間に、江原屋七兵衛から米屋彦左衛門へ、更に召上げられ手鍵閉門となつて和泉屋勘九郎に替り又米屋彦左衛門へ、というめまぐるしい交替がみられる。農民のくらしも苦しむたが、当時の商人も決して楽ではなかつた好例である。

尚、久美浜代官所領の掛屋に関する資料として、『熊野郡誌』によれば「久美浜代官所の公租は、但馬は銀納にして丹後は田租の七分を米納とし、其他を銀納と定めぬ。（中略）銀納は三期に分ち、納額納期は其の時々代官所より廻状を以て示達せり。庄屋は之を徵収して掛屋（今の金庫なり）に納め、預り切符を代官所に差出し、納租の手続を了りしものなり。（中略）掛屋は久美浜に二人置き、丹後但馬を分担せしむ。掛屋の事務は現時の金庫の如く専ら公金を取扱へり。公金は納期毎に大阪に輸送せり。大阪にも亦代官所所属の掛屋あり。地方より輸送する公金を大阪金蔵に納付する事を取扱ひしなり」とある。

右の打こわしの当時かけやの御用を仰せつかっていた彦左衛門は、襲撃された八軒の中の一軒であったと思われる。

第二節 宝永七年出石藩領氣多郡惣百姓愁訴

第三部 近世

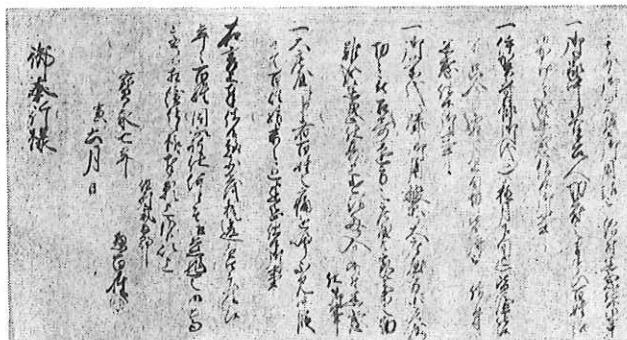


写真182 出石藩領氣多郡惣百姓愁訴（竹野町 富森一雄文書）

江戸時代を通じて強訴の形態をとるまでに至らなかつた愁訴は頻繁に行われている。しかしながら、大規模な愁訴でも資料的に残つてゐるものは江戸中期以前ではこれまでのところ決して多くはない。

次に紹介するのは今回の日高町史編集のための資料採訪に際し、はじめて発見されたものであるが、出石領の氣多郡内惣百姓の要求がまとめられており、但馬地方における大規模な愁訴の実例としては、残存する最も古いものに属するといえよう。

内容も非常に貴重なものを含んでるので全文をかかげておく。

「下」恐謹而奉言上仕御事

一、仙石越前守様御領内氣多郡百姓共にて御座候。

御取ヶ之次第

一、御免相、土地不相応、段々御高免之御事

一、御物成、壹石ニ付、七升五合宛夫代

御奉行様

まぶ月 日

奉書

本草書付
年月日
奉書

- 一、同壱石ニ付、三升宛御口米
- 一、御納所之義、米殊之外御吟味強ク、ぬか、小米ハ不_レ及_ミ申上_二、青米、赤米、粒ヨリニ被_二仰付_一、迷惑仕候御事。
- 一、四斗壱俵、御藏詰仕候ハバ、百姓手前ニハ、五升宛足米入申候ニ付、迷惑ニ奉レ存、銀納仕候ハバ、迷惑藏御払直段ニ、石ニ付、五、六匁宛高直段ニ被_二仰付_一、其上、銀百目ニ付七分宛之荷代被_二召上_一、迷惑仕候御事。
- 一、糠糜代_二、高百石ニ付、銀八匁三分宛被_二召上_一、其外、糠糜御用次第二、段々指上げ申候御事
- 一、先規より為_ニ自由、御年貢地之内ニ、竹藪作置候所、伊賀守様（松平伊賀守、元禄十_ノ宝永三）御代より被_ニ召上_一、御年貢ハ少茂_二、御用捨無_ニ御座_一、迷惑仕候御事
- 一、御年貢地之内ニ、桐、漆、以前よりそだておき申候所、不_レ残御帳面ニ被_レ遊、被_ニ召上_一候御事
- 一、御年貢地之内ニ、楮、桑作り候ハバ、楮役桑代二重ニ御年貢御取被_レ成、迷惑仕候御事
- 一、山年貢御上納地ニ、茹畑仕候所、茹畑年貢、御取被_レ成候御事
- 一、山年貢地之内ニ、先規より為_ニ自由、持林少々宛そだて置申候ハバ、御帳面ニ被_レ成、迷惑仕候御事
- 一、山年貢御上納之儀、伊賀守様御代より、半分ハ六月ニ御取被_レ成、爾_レ今至而迷惑仕候御事
- 一、毎年立毛御検分之節、御奉行様上下三拾人御出被_レ成候。隨分御宿之掃除等念入、其上御料理等丁寧ニ仕候様ニ被_ニ仰付_一候ニ付、一夜御泊り御賄ニ、金五六両入用、御昼休ハ半分も入用、百姓賄迷惑仕候御事
- 一、宗旨御改御奉行、御代官江御廻り被_レ成候節も、御馳走右同前ニ、百姓賄ニ被_ニ仰付_一、迷惑仕候御事

一、殿様、大庄屋方江御成被_レ遊候節、掃除人足八木（米のこと）御馳走入用銀とて、百姓ニ御かけ被_レ成、迷惑仕候御事

一、正月より八月迄、石ニ付六分宛、月次御用銀其外、御見付御用銀被_レ仰付_一、迷惑仕候御事

一、御家中御奉公人切符之まどひ、百姓江御かけ被_レ成、迷惑仕候御事

一、伊賀守様御代迄ハ、極月（十二月）下旬迄ニ皆済仕候所ニ、只今ハ霜月（十一月）上旬切ニ皆済被_レ仰付_一、迷惑仕候御事

一、御前代ニ勝て、御用かかり、大庄屋方ニ小庄屋共、切々被_レ召寄_一、遠方之庄屋共、家業之勤難_レ成、迷惑仕、其上遣銀多ク入申候ニ付、迷惑仕候御事

一、大庄屋と申者、百姓之痛を帰り不_ニ見申_一段々にて、百姓妨_レ、末々迄迷惑仕候御事

右言上奉_レ仕候趣、少茂相違無_ニ御座_一候。年々百姓困窮仕、何とぞ御慈悲之御尊慮ニ而相続仕候様ニ奉_ニ願上候。以上。

宝永七年（一七一〇）寅六月 日

但州氣多郡

惣百姓

御奉行様

」

〔竹野町、富森一雄文書〕

右によれば、貢租がだんだん重くなり、附加税として、高一石につき、夫代七升五合宛、御口米三升宛徵

収されることとなり、米の現物納の場合、小米は勿論、青米、赤米などの不良米は粒により選別する様にいわれ、四斗米俵を貢納する時は、余分に五升宛のたし米が要り、銀納の時は一石に付五六匁宛余分の高値をとられ、銀百目につき更に七分宛荷代としてとられ、糠藁代として高百石に付銀八匁三分宛とられ、その外糠や藁の現物も納めさせられ、迷惑していること。又、以前は竹藪、桐、漆、楮、刈畑、持林など自由に許されていたものが、小出家が断絶し松平伊賀守の御代になつてからは召上げられたり、二重三重に課税されたりするようになつたこと。毎年米の収穫の作柄検分の際の奉行一行の接待費や、宗門改めの代官の接待費、或いは藩主の大庄屋宅へ御成の際の賦課金などで迷惑していること。その他、大庄屋宅へ庄屋共が召集される用事が多くなり、費用もかかって迷惑していること、など非常に具体的に詳細に列挙してあり、愁訴の要求内容としてのみならず当時の実態をもよく知ることができる。

この愁訴の経過や結果については、明らかにする資料は残っていない。

第三節 天明四年久美浜代官所領村々強訴

出石藩領内の農民の強訴の例としては、明和五年（一七六八）に、出石郡下郷の十三カ村の百姓が、貢租减免を要求して鳥居村の川原へ押出して騒動に及んだ事件と、文政十三年（十二月十日改元、天保元年、一八三〇）の十二月十四日、十五両日に亘り、出石郡下郷の三十カ村の百姓が、貢租减免を要求して出石城下町口まで押寄せた事件の二つが知られている。（詳細は『神美村誌』）

右の天保元年の強訴の際は、下郷三十カ村の千八十石余の年貢納入不足米につき、江原村の義右衛門が、網場村（八鹿町）の太兵衛と共同で引受けて上納することとして落着している。

又、生野代官所領の強訴の例としては、元文三年（一七三八）の小林孫四郎代官の支配当時に生野騒動とよばれる大規模な事件が起っている。これには朝来郡内の九十七カ村の百姓約五千人が参加し、前代未聞の狼籍であったといわれている。（詳細は『但州発元記』）

久美浜代官所領の強訴の例としては、天明四年（一七八四）にはじめて起っているが、この事件については、『校補但馬考』に、「天明四年十月九日、久美浜代官所部下村々百姓強訴す、代官真野四郎左衛門援を乞ふ、出石城主二隊を発し、強訴の百姓九十人を擄取りて代官に引渡し、事平らぐ、（仙石家譜）」との記事がある。

この天明四年の事件の原因は、前年より打続く凶作による貢租减免の要求にあった。今回の本書編集に際し、谷岡家所蔵文書中に次の記事が見付かったので紹介しておく。

「天明三（一七八三）卯年より悪作打続。国々百姓困窮。米百五匁迄上り、米売買津止めと相成候。然る所、辰年（天明四年、一七八四）に至、丹後久美浜町御支配下、強訴致、久美浜御役所に押寄、騒動仕候。」

〔芝、谷岡脩文書〕

この事件に、氣多郡内の農民がどの程度関係したのか、しなかつたのかは、詳細は不明である。しかし、近世中期における百姓一揆が次第に大きく発展したため、幕府の繰返しの厳重なる禁令にもかかわらず、当地方においても強訴が繰返し起っており、この事件はそれに対抗して幕府及び藩権力が共同連携体制を結ん

できびしく事件を鎮圧した代表的例ということができる。

幕府は、百姓一揆弾圧のために、宝暦五年（一七五五）には天領及び諸藩に鎮圧令を発しており、明和六年（一七六九）には農民徒党を組んで強訴する場合には最寄の領主に出兵鎮圧を命じている。久美浜代官所と出石藩との間において、まさにこの鎮圧令が効果を發揮したケースがこの天明四年の強訴であった。

第四節 寛政四年西ノ下谷不穏

谷岡家所蔵文書の中に、次の記事がみられる。

「寛政四（一七九二）子年、十二月、五所山ニ村々小前集、騒動致、久美浜生野御役所ニ注進致、御役人御出張被成候得共、相談之上、羽尻村庄屋市兵衛、三所村庄屋勤候ニ付、芝村弥三治、和田山迄夜通罷出、御役人様御引取被為下相願、和田山より御帰陣被成、依之村々一統芝村淨土寺ニ立会、以来御取締方申渡、無事にて相納申候。此時、八鹿村庄屋吉右衛門、和田山迄出貰（出願）」

この事件も、從来知られていなかった事件である。原因、規模、態様など、詳細は分らないけれども、しかし「五所山ニ村々小前集り騒動をし、久美浜、生野両御役所に注進」をしたというのであるから、相当大きな西ノ下谷の不穏の動きであったということができる。

この時は、羽尻村庄屋市兵衛と三所村庄屋勤めの芝村弥三治が、八鹿村庄屋吉右衛門と共に、徹夜で和田山まで歎願に出向き、出張して來ていた生野代官所の役人にそのまま引取つて貰うよう頼みこんで工作し、

これが効を奏して和田山より生野へ帰陣となり、あとは村民一同を集めて注意を申渡して無事に解決したのであった。

これは当時の村役人層の置かれていた立場と、その果した役割が鮮やかに示されているケースであるといえよう。



写真183 久美浜代官所領殿村貢租減免願（多田辰夫文書）

第五節 嘉永七年久美浜代官

所領殿村貢租減免願

一村单独で領主に対し貢租減免を要求歎願することはしばしばなされたわけであるが、書状提出の例としては当地方で資料はそれほど数多く残っていないなかった。次に代表例をあげておく。

「乍」恐以三書附御願奉申上候

当御支配所但馬国氣多郡殿村役人共申上候。当村之義者、御年貢米之内米納被仰付罷在候處、妙見山之麓北受之土地、冷水掛け、殊ニ阿瀬銀山之村下もより耕地入込ミ之土地ニ而、銀氣悪水平日流込ミ、洪水度毎ニ耕地一円銀氣之土砂入受、自然地味相かわり罷在候處、近年ニ至候而ハ、右悪水弥土庭より染込ミ、稻葉生立不レ申候ニ付、植木等之木立亦染込ミ、石砂侵入等之害多有有り、

付後十日より廿日迄の間ニ水を落し、干田ニいたし、銀氣ヲ沈メ、手入可レ致事ニ而、誠ニ稻作とは乍レ申、畑作同様ニ作方、右ニ付迫々百姓より滯納ニ相成り、自然御上納銀拾八貫目余も惣百姓引負ニ相成、何共いたし方無ニ御座候。無レ拠、此段御願申上候処、御見分之上、手当石代銀納被^ニ仰付ケ成^ニ、難渋相凌キ罷在候処、去ル戊年（嘉永三年、一八五〇）前代未聞之大洪水ニ付、川除御普請所自普請所共、石積延長千百間流失、其上御高式拾四石余損地ニ罷成候得共、未ダ起返候ニも相成リ不^レ申、都合差高式拾九石余ニ相成、下地困憊之村方故、容易ニ開発難^ニ出来^ニ、且又川深之義も捨置候而は此後少し之出水ニ而も耕地一円水押ニ相成候ニ付、不^レ得^ニ止事^ニ、漸難場丈ヶ繕ひ、相凌キ罷在候。右入用銀割合不足、拾三貫五百匁余も村方借用ニ相成居、難渋及^ニ多端ニ候ニ付、右難渋之始末御願申上候処、去ル戊年御藏借米式拾七石ニ減石被^ニ仰付^ニ、其後去々年ハ拾四石ニ減石被^ニ仰付^ニ、去丑年ハ当寅より三拾三石ニ増石被^ニ仰付^ニ、村方必至難渋、右様米納増石被^ニ仰付^ニ候而ハ、此上銀氣入惡田迄も相続不^レ仕、勿論川除村借用之分共何□手段尽果、実ニ相続難^ニ相成^ニ場合ニ至り、村役人共種々分配仕候得共、不^レ及^ニ力ニ、此儘ニ而ハ弥ニ以、亡村可^レ及次第ニ押極り、恐入候御義ニ御座候得共、何卒銀氣入惡田、無納地御見分被^ニ相成^ニ下^ニ、事実御見届ケ之上、石代皆銀納被^ニ仰付^ニ候様、奉^ニ願上候。右願之趣御聞済被^ニ成^ニ下^ニ候得バ、石代銀納之趣申上者、川除且又荒地共追々開発いたし、御年貢相立候様仕度奉^ニ存候。其外惡田無納地並川除入用村引負共訛立チ成り、村方相続仕候様御慈悲奉^ニ願上候。何卒格別之御仁惠を以、御見分之上、右願之趣御聞済被^ニ成^ニ下^ニ候様、奉^ニ願上候。依^ニ此段書付を以、御願奉^ニ申上候。以上。

嘉永七（一八五四）寅年二月

但馬国氣多郡殿村

百姓代 理左衛門

年寄 安次郎

庄屋 茂左衛門

久美浜御役所

〔殿、多田辰夫文書〕

殿村は、阿瀬銀山に接続する古戸の村である。生野領から嘉永五年（一八五二）に久美浜領に所領替になつた。嘉永三年（一八五〇）の大洪水と、それ以後の窮境を訴えて、貢租減免と代銀納とを歎願しているのが右の資料である。

第六節 文久三年生野の変と氣多郡

文久三年（一八六三）十月に起つた生野の変は、同年八月の大和の天誅組と相呼応し、幕末における尊皇倒幕挙兵の先駆をなしたものとして、但馬地方史的意義をのりこえて、日本史の動きの中に大きな位置を占める、数少ない但馬の代表的大事件の一つである。

この年の八月十三日、攘夷親征の詔勅が下つたが、長州藩を中心とする尊皇攘夷派の倒幕王政復古計画は、八月十八日の公武合体派のクーデターによって阻止され、大和行幸は中止となり、三条実美らが長州へ走る「七卿落」となり、天誅組の乱も壊滅してしまつた。しかしこのとき、尊攘派の志士平野国臣らが但馬

に潜入し、公卿沢宣嘉を奉じて十月十二日に挙兵し、生野代官所を占拠し、その倒幕の檄文に応じて数千人の農民が参集したが、出石、豊岡、姫路などの諸藩の藩兵の出動によって、三日目の十四日には早くも鎮圧されてしまったのであつた。

この生野義挙の計画の中に、但馬における農兵隊組織の編成、討幕運動への動員計画がおりこまれていた。但馬における農兵組織の計画は、文久二年（一八六二）ごろから朝来郡、養父郡の南但地方における村落支配者層、豪商農層を中心となり、小作貧農層に対抗して打こわしの脅威から自己を防衛し、村落支配権の維持強化をはかるうとしたものであつて、養父郡能座村の北垣晋太郎、朝来郡高田村の大庄屋中島太郎兵衛らが、養父市場の虚無僧、膳^せ所藩浪士本多素行らとはかって、幕府と朝廷に農兵の組立て方を請願し、やがてこの計画が薩摩藩浪士美玉三平らによつて八月十八日の尊攘派の攘夷計画にむすびつけられ、更にこれが九月十九日に平野国臣、美玉三平、北垣晋太郎らの会合の結果、倒幕挙兵のための農兵の徵募訓練として実行に移されるという段階にまで進んで行つたとされている。（『兵庫県の歴史』）

文久二年という年には、四月に伏見寺田屋騒動が起つているが、この時に捕えられて鹿児島へ護送の船中で播磨沖で殺された勤皇の志士田中河内介は出石郡香庄村（豊岡市神美地区）の出身であり、同じく鹿児島へ護送されて日向国細島で殺された田中河内介の甥千葉郁太郎は、栗山村の医師田路鼎斎（河内介の弟）の長男であった。又、この年の秋には近畿各地に幕政や商人を批判する張紙がしきりに現われたといい、十二月には幕府が旗本などに歩兵隊編成のための人員を差出す命令を発している。このような社会情勢に敏感に反応しながら、但馬における農兵隊計画は、独特のやり方で生野の変を準備していくことができ

る。

このように、但馬における農兵隊計画といつもののは、非常にスケールの大きい、ユニークな意義をもつたものであったが、この生野の変の農兵隊とわが町とのかかわり合いについては、「国府村誌」において「生野義挙と土居村上田九左衛門」という一節が設けられ、農兵隊組織結成に参画した主謀者の中に氣多郡からただ一人加わった土居村の苗字帶刀の大庄屋上田九左衛門が詳しく紹介されている。

また『八鹿町史』においても「幕末期動乱と八鹿の住民」という節を設けて生野義挙につき多くの頁をさしているが、その中で生野義挙鎮圧のため出兵した豊岡の軍勢が十月十三日には宵田の蓮生寺に滞陣し、十四日に進発して竹田に向つたことなども明らかにされている。

生野義挙の挙兵の檄文は、措辞激越を極めた文章である。攘夷の勅諭に従わぬ幕府や公武合体クーデター派を、奸賊、逆賊、不俱載天の讐なりとののしり、「(前略)嗚呼率土の浜、誰人か涕泣せざらんや。男子胆を張り、身を抛ち候は、此の時に候。但馬国は、人民忠孝の志厚く、南北(朝)の時節にも、賊足利に与せず、皇威を揚げ、国体を張り候条、聞し召し上げられ、兼ねて頼もしく奇特に思し召され候。早々走せ集り、大義を承り、叡慮を奉じ、奸賊を平げ、宸襟しんきんを安んじ奉るべく候事。亥十月。沢主水正。但馬国旧家有志人々へ」と結んでいる。これが村々に檄となつて飛んだ。

上田九左衛門は、元治元年(一八六四)五月に至り生野代官所へ呼出され一旦入牢を申しつけられたが、やがて村預けとなり、慶応三年までの四年間自宅追込の生活を送つたが、明治維新後、山陰道鎮撫総督西園寺公望來但の際許されて、「國侍」と唱える榮誉が与えられたという。しかしその後家運振わず断絶して今

や故郷に家はない。

近年進みつつある研究により、生野の変における農兵隊の役割、この前後における南但地方の情勢の展開や、北但へのそれの影響、関連性なども追求され、但馬の農村と農民が幕末から明治維新へかけての変革の時期にあつて果した役割も、次第に明らかにされようとしている。

本町史の編集に際しても、もとより生野の変に関係した新資料の発見に留意したのであるが、残念ながら、これに直接関連する新資料が発見されなかつた。従つて氣多郡と生野の変とのかかわり合いについては尚今後の研究にまつこととする。そのかわり、慶応二年（一八六六）の西の下谷の騒動に関する非常に貴重な新資料が発見されたので、次にこの事件を項をあらためて詳しく紹介しておくこととする。

第七節 慶応二年西の下谷騒動

伊府村庄彦左衛門の見聞記

慶応二年（一八六六）という年は、農民一揆・うちこわし、が全国的に未嘗有に激化した年であるといわれている。物情は騒然としているなかで、討幕のための薩長同盟が成立し、これに対し六月には幕軍による第二次長州征伐がはじまつた。これまでの百姓一揆の研究史の中では、但馬においては六月に村岡藩領で「軍夫役重課」に反対して暴動が起つたことが報告されている。

「慶応二年六月二十日、村岡領主軍夫規程書を發布す。町民服せず、農民之に和し、大運寺に聚りて五条

を強請す。

一曰、軍夫役入用割方を廢する事

二曰、米直段を制限する事

三曰、酒代を制限する事

四曰、政事を十年前の振合に復する事

五曰、郡方田結庄八十郎の職を解き、人民に下附する事

領主大庄屋以下をして交も之を諭さしむ、聽かず、廿二日夜に及ぶ（下略）』（『校補但馬考』）。その結果は、第一条より第四条までの要求は全部認められ、第五条は解職のみが認められ、一揆は退散したが、関係者の処罰は翌年十一月に至って行われたという。

この村岡藩の国訴暴動の直後に、西の下谷騒動といわれる大規模な打ちこわし事件が勃発した。この事件には、氣多郡西の下谷の二十数カ村の百姓千数百人が参加し、二十三軒の庄屋、酒屋などの邸宅を襲撃してこれを打ちこわした大事件であつて、これまでほとんど知られておらず、はじめて『八鹿町史』において僅かに紹介がなされたのであつたが、今度はじめて伊府村の西田栄喜家に非常に詳細な記録がまとまつてあることが発見されたのである。

まず当時の伊府村の庄屋彦左衛門が克明に書き残した記録があるので、それにもとづいて事件の経過を辿つてみることにしよう。

「（彦左衛門は）その晩、真夜中に門口の方で不思議な音風の気配に眼が覚めた。静かに耳をすませてている

と、村人が追々と事件発生を注進して來たので、急いで村役人を召集して思案している所へ、東の方角から竹貝を吹きならし、ときの声を作り、その物音は百姓一揆に集まつたものと思われた。そこでこれに参加しないようにと村方小前の者共に對し取締をしている内、程なく伊府村の村内へも四、五十人の者が立入つて來た。晴れた夜目にみれば、黒ぼうかぶりで顔面をかくし、ござをかぶり、手頃の棒或は割竹などを持ち、村の端から一軒一軒押かけ、椽や板戸に石を打込んだり、棒で打叩いたりして、家毎にくぱりをして、い�い面談し、『只今出るか。我に組するか』などとしきりに押問答をし、仕方なく出て、これに加わる者もあり、遂には伊府村の川原へ集合して一服たばこ休憩をしているので、村役人が出向いて『何事なのか、やめたらどうか』と、取静めるべく努めるけれども、少しも聞き入れず、何とも手荒な仕業であった。そしてそれより隣村の篠垣村へ押かけ、又同様に一軒一軒叩き廻り、まことに強気の有様で、恐ろしい事であった。それから栗山村、觀音寺村と村々を順々に同様に打叩き、右の両村の寺々の鐘楼の鐘を打鳴らし、それから降国寺へ行つて又鐘をつきたて、荒川村では大きぐま（木材）に火をかけ火事になる有様であった。更に野村、芝、荒川、の村々も右同様の有様で、淨土寺の鐘を打叩き、誠にすさまじい物音であった。それから金野（降国寺前）に集合し、ときの声を作り、人夫が集り芝村へ押寄せ、庄屋の弥三治宅へ打掛け、塀を打倒し、門の戸を打破り、難なく大勢入り込み、その勢は鬼神にもまさる有様である。

弥三治宅は、居宅は申すに及ばず、諸道具一切、又、宝藏と道具藏二カ所は諸道具大半破損、更に酒藏へ入り込み、酒の桶の栓を抜き、約四、五十石の酒をこぼしたので大海のごとき有様、又、米蔵に入つて、米、麦、小麦、まづき（精麦）、大豆などを一所にごちやませにしてしまい、又、隠居所、便所も大破損、

その他すべて樹木に至るまでも残らず破損し、全く筆紙に尽し難い有様であった。(下略)

一件てん末手続書 次に、被害者全員が連署して久美浜代官所へ後日提出した一件てん末書があるので、

その全文を紹介しよう。

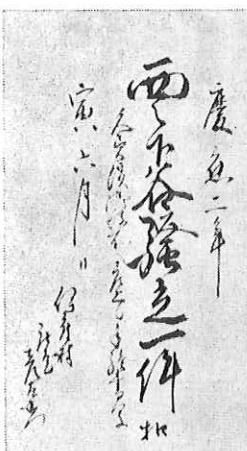
「乍^レ恐御吟味ニ付奉^{ニ申上}候

一、去六月廿五日夜、当御支配所但州氣多郡久田谷村^{あたり}、生野御支配所道場村^{あたり}、之間ニテ竹螺吹候ヲ、夏栗村之者共聞受候得共、右ハ子供之仕業ニモ可^レ有^レ之と存居候間、相止候義ニ御座候。廿六日夜四ツ時前、道場村へ廻りて暫^{しばらく}之間、竹螺を吹、夏栗村ハ村用ニ付、源兵衛方江集会いたし居候處、四ツ半時頃道場村道より、凡^レ拾人計^{ばかり}、右源兵衛表入口迄参り、行先等ハ不^ニ聞申^一候得共、被^レ出可^レ申旨、強而^ト聲立候ニ付、当村ハ小前之者どもより村役人江請判筋有^レ之、難^ニ手離^{てばなれ}旨、申答候處、存寄も可^レ有^レ之、^{ゼンジヨリ}、^{ナシ}と申聞、夫より

久田谷村道より凡拾人計り、道場村より凡拾人計り上り、
都合凡拾人計り竹螺吹立、久田谷往来筋、家毎打起し、

可^レ被^レ出と口々ニ申聞、通行致、生野御支配所伊府村江入込、同村ニても同様ニ、村続き篠垣村之義も同様、夫より栗山村に入込、通筋ニ可^レ被^レ出旨申聞、右人数之内、觀音寺村手分ケ致、妙福寺梵鐘撞立、栗山村ニテハ大溪院江打寄^{よせ}、梵鐘撞立、夫より一手と相成、降国寺江打寄、門前江

写真184 西之下谷騒立一件
てん末手続書(西田栄喜文書)



暫時不_{さうじ}同寺梵鐘撞立候ニ付、追々人数相増候義ニ御座候。

一、芝村弥三治義ハ、同夜八ツ時頃鐘之音聞候ニ付、難ニ心得一起出、様子如何之義と存候内、多人数押入候ニ付、打驚キ、家内一同逃出候跡ニテ戸障子打破、土蔵四カ所江立入、諸道具等及_三乱妨_一候義ニ御座候。

一、篠垣村弥兵衛義ハ、廿六日夜中、竹螺を吹、通行致候ヲ聞受、無_レ程、梵鐘撞出し候ニ付、難ニ心得_一存候得共、病人有レ之、打懸り居、彼是と心配之内、夜明ニ至り、凡三百人計押入候ニ付、打驚、家内一同逃出候跡ニテ、居宅戸障子打破り、土蔵三カ所江立入、諸道具等及_三乱妨_一候義ニ御座候。

一、知見村八郎右衛門、新左衛門義ハ、右惑乱之次第承り、打驚、廿六日夜九ツ時頃、村役人組頭之もの呼寄心配中、右人数八郎右衛門宅江立入候ニ付、打驚、家内一同逃出候跡ニテ、戸障子打破、土蔵四カ所江立入、諸道具等及_三乱妨_一候義ニ御座候。

夫より生野御支配所伊府村江_{よなが}罷越、彦左衛門方江及_二乱妨_一候後、二手ニ分れ、一手ハ猪子垣村江入込、吉右衛門江立入、一手ハ庄境村作兵衛江立入候義ニ御座候。

一、右吉右衛門義ハ、廿七日四ツ時頃、右人数押入候ニ付、家内打驚、一同逃出候跡ニテ、居宅戸障子打破り、土蔵江立入、諸道具等及_三乱妨_一、佐兵衛義ハ右人数立入候ニ付、家内打驚、一同逃出候跡ニテ 同様及_三乱妨_一候義ニ御座候。

一、十戸村四郎右衛門儀ハ、廿七日四ツ時頃右人数立入候ニ付、打驚、家内一同逃出候跡ニテ、居宅戸障子打破、土蔵三カ所江立入、諸道具等及_三乱妨_一候義ニ御座候。

一、石井村伊左衛門、勇左衛門儀ハ廿七日四ツ時頃、右人数兩人宅江押入候ニ付、打驚、家内一同逃出候跡

ニテ、伊左衛門居宅戸障子打破、土蔵三カ所江立入、諸道具等及_ニ乱妨_一候儀ニ御座候。カ所江立入、諸道具等及_ニ乱妨_一候儀ニ御座候。

一、柄本村弥左衛門儀ハ廿七日四ツ半頃、右人数立入由ニ付、家内打驚、一同逃出候跡ニテ、居宅戸障子打破、土蔵二カ所江立入、諸道具等及_ニ乱妨_一候儀ニ御座候。

一、名色村桑三郎、重三郎義ハ、廿七日九ツ時頃、右人数兩人宅江立入候ニ付、打驚、家内一同逃出ス跡ニテ、桑三郎居宅戸障子打破り、土蔵一カ所江立入、諸道具等及_ニ乱妨_一、重三郎居宅戸障子打破、土蔵一カ所江立入、諸道具等及_ニ乱妨_一候儀ニ御座候。

一、山田村与八郎、孫兵衛義ハ、廿七日九ツ時頃、右人数押入候ニ付、打驚、家内一同逃出候跡ニテ、与八郎居宅戸障子打破り、土蔵三カ所江立入、諸道具等及_ニ乱妨_一、孫兵衛居宅戸障子打破、土蔵一カ所へ立入、諸道具等及_ニ乱妨_一候義ニ御座候。

一、水口村与八郎、吉五郎義ハ、廿七日九ツ半時頃、右人数凡千二、三百人計ニも相見江候当村入込、与八郎方江立入候ニ付、打驚、家内一同逃出候跡ニテ、居宅戸障子打破り、土蔵三カ所江立入、諸道具等及_ニ乱妨_一、吉五郎義右人数立入、居宅戸障子打破り、土蔵一カ所立入、諸道具等及_ニ乱妨_一候義ニ御座候。

一、久田谷村平右衛門義ハ、廿七日七ツ半時頃、右人数立入、表口戸障子打破候。その次第打驚、家内一同逃出候義ニ御座候。

一、夏栗村吉左衛門義ハ、右人数之者廿七日夜四ツ時頃立入候ニ付、打驚、家内一同逃出候跡ニテ、居宅戸障子打破り、土蔵二カ所江立入、諸道具等及_ニ乱妨_一候義ニ御座候。右人数往来江立出、夫より伊府村川原江

引取、九ツ時頃ニ至リ一同引去り候儀ニ御座候。

前書之通相違無レ之、何分大勢寄集よりあつまつ、右駄之及及乱妨らんぼう、何等之意趣遺恨等有レ之仕成候哉、不審ニ存、尤マサニ米価并諸色高直故しょしきたかね、事起り候儀ニも可レ有レ之、夫是之心配それこれ、不容易混雜ニ付まざし、催主之者、見当も不行届さしあ、恐入候儀ニ御座候。依レ之、此段書付ヲ以奉さしあ申上しんじょう候。以上。

慶應二年（一八六六）寅七月

芝村	弥三治
知見村	八郎右衛門
同村	新左衛門
篠垣村	弥兵衛
猪子垣村	吉右衛門
庄境村	佐兵衛
十戸村	四郎右衛門
庄境村	吉右衛門
石井村	伊左衛門
同村	勇左衛門
柄本村	弥左衛門
名色村	彌三郎

名色村 重三郎
万場村 七郎右衛門
山田村 与八郎
同村 孫兵衛
水口村 与八郎
同村 吉五郎
久田谷村 平右衛門
夏栗村 吉左衛門
右村惣代、荒川村庄屋 八郎左衛門
同断 栗山村庄屋 太作
斎藤達治郎様、久美浜御役所
「右之通手続書同文書ニ御座候」
伊府村 彦左衛門
右惣代、佐田村庄屋 三郎右衛門
横田新之丞様、生野御役所
「伊府、西田栄喜文書」

この事件につき八鹿側に次のような資料がある。

「六月廿六日の夜、西ノ下谷中が寄り集り、村々でおよそ二十軒ばかり乱暴をし、廿七日夜は祢布村の水車小屋に火を掛けたところ、出石役人が来て二、三人程召捕られたが、徒党を組んだわけではないようだとのことでゆるして釈放された。もつとも、知見村の八郎右衛門殿（垣谷）と新左衛門殿（谷垣）の両名には、呼出しの迎えが来たので、大いに心配し、九鹿村、八鹿村など大心配をした。そこで九鹿の庄屋より使者を出し、知見坂のところで遠望見張をし、もし異変の事があれば早速知らせる手配をした。この六月の月番は源助組の担当で、市場村の三郎、利平の二人を知見村まで派遣して、聞き調べたが、徒党もだんだん解散したので、急いで帰村し、六月廿八日朝となりこの由を直ちに九鹿村庄屋へ報告した。右強訴の徒党はやがて次々に生野と久美浜の両代官所より御吟味があり、村々で合計四十人ばかり召捕となつたが、西ノ下谷中が大出費で、心痛も甚しく、容易に償い難いものがあつた。」と。

一味徒党の処罰 この事件につき、久美浜代官所の取調は七月三日からはじまり、合計十九カ村の三十四人の者が召捕られ、長い者で四十三日、短い者で四日間の入牢を仰付けられた。又、生野代官所の取調は八月三日より呼出しがはじまり、合計二カ村の十二人の者が八十九日間入牢、取調べを受けた。

生野代官所で吟味を受けた十二人は、十月二十九日の朝、四ツ時（午前十時）に御呼出し、御白砂おじらすでの裁判があり、代官のちきぢきの審理があった。その結果、一同村預りの判決が下り、大喜びで、宿屋へ引取り祝盃をあげた後、昼七ツ時（午後四時）生野を出立し早々に帰村したという。

その際に提出した庄屋の身柄引請書は次の通りである。

「奉_ニ差上_ニ御請証文之事
右之者共義、御吟味中、村預被_ニ仰付_ニ、恐入、急度為_ニ相慎_ニ置可レ申候。尤御用之節ハ何時ニ_ニても召連可_ニ罷出_ニ候。依_レ之、御請証文差上申処如_レ件。」

右村庄屋 彦左衛門

生野御役所

又、次の記録もある。

御慈悲願人

関宮村庄屋

能見市右衛門

竹田町年寄

新右衛門

浅倉村百姓代

嘉平

同村庄屋

又右衛門

地下村庄屋

利助

佐田村庄屋

三郎右衛門

日置村庄屋

惣兵衛

伊福村庄屋

助左衛門

上郷村庄屋

甚左衛門

引野庄村屋

甚太夫

上石庄村屋

左衛門

加陽庄村屋

仁平次

右之御人數、度々御心配之上、御慈悲御歎願被成下候ニ依而、終ニ一同出牢被仰付候。此以後、御憐愍、御慈悲之程、永忘却不仕候」。

此の事件に際し、被害を受けた知見の庄屋垣谷八郎右衛門方には、強訴見舞の品々が六月廿八日より続々と届けられた。その詳細の記録があるが、集計してみると、人數は五十余名に及び、近郷近在、豊岡、村岡、和田山などからもかけつけている。見舞品は醤油を筆頭に、むすび飯、煮しめ、煮豆、うどん、そうめん、菓子、塩鰯、鮎、わらび、なす、きゅうり、白瓜、みそ、するめ、砂糖、菓子、生姜糖、ひねりきび、出石焼茶呑碗、など多種多様のものがある。これは親戚や友人などから被害者への見舞の例であるが、一揆の徒党の側の資料は見当らない。

反幕府的機運の高まり

この騒動の原因について、『八鹿町史』では、第二次長州征伐の開戦を目前にして起った慶応二年五月の摂津地方の都市の打ちこわしが大阪、江戸にまで波及し、長州再征による物価高に抗議しての民衆の反幕府的意図から発した暴動の全国的機運の一環としてとらえ、当時の但馬から長州征伐のために生野代官所領内から高二百石につき夫役一人が割当てられたことへの

反はつが大きな原因であったとみているようである。そして、ほとんど時を同じくして六月二十日に起つた前記村岡藩領内の軍夫規定書頒布に抗議し、軍夫役入用割方の廢止、米値段酒値段等の制限を求めた強訴と共に、但馬における反幕府機運の高まりの進行を示すものと考察している。

前記の被害者全員の作成したてん末書によれば、原因についてはあまり明確にのべておらず、「なんら意趣遺恨があつてしたわけではなく不審である。米価や諸物価が高騰したために事件が起つたのではないか。容易ならざる混雑で、主催者の見当もつかない」。という。

これは一揆を起した人々をかばって秘匿しようという意図や、なるべく事をおだやかにおさめようという意図に基くものとみられるが、被害者は村役人層であり、酒屋や、地主であつて、生野、久美浜両代官所領において大規模にはげしく発生したその規模、態様からみて、非常に大きな反幕府機運が原因にあつたことは疑いなく、『八鹿町史』の指摘は誤つていないとさへいきである。

伊府村彦左衛門は「拙役中并退役後日鑑」という記録も書き残しているが、その中で、慶応二年（一八六六）五月二十日の条には、

「五月十日、夫人足出立、生野より御操^{ハシメテ}出相成、芸州広島表へ参ル。其沙汰ニ逃去、御役所より度々御吟味ニ相成、相知れ不申、代人差立ス。」

同年六月廿六日の条には、

「六月廿六日夜、谷内乱唄人氣立出来、家数廿三軒打破り、前代未聞之大変ニ御座候。其後人氣不レ穏ズ」

その他、

「七月二日、久美浜御役所より御見分、（中略）、生野より、斎藤源兵衛様、馬柄勇八様」

「諸色直段、追々高直ニ付、米壱石ニ付八百匁より九百目迄相成、酒右ニ准じ」

「乱妨後、谷内規定

一、米壱升ニ付、代壱匁五分

一、酒壱升ニ付、代壱匁八分

「一、米壱石ニ付、代銀六百匁

一、酒壱升ニ付、代七匁

右之通り久美浜御役所より御差図被下候。谷内諸寺院重立とも衆議之上相定候上ハ、聊も違背致間敷候。

寅七月三日、谷内諸寺院 印

というような記事がある。

右によれば五月十日に長州征伐の賦課人足が生野をくり出して広島へ向つたが、その人足の徴募の沙汰を受けた者が逃亡し、生野代官所より度々村方に取調があつたが行方不明で、更に代りの人足を割当てて差出すこととなつた旨のべられている。強制的な軍夫の徴募の忌避の動きと、これを厳しく取締る幕府権力との対立が、西の下谷暴動の導火線になつたことは疑いない。

そして又、米や酒の値段が著しく高騰していたことも明らかで、事件の発生後、直ちに、七月三日までに米と酒の価格の統制措置が久美浜代官所よりなされていることも、この物価騰貴が原因として社会不安に結びついていたことをはつきりと物語つているといえる。

もう一つの資料としてさきに天保の大飢饉のところでも紹介したが、「諸般伝聞旧記録」の中に、西の下谷騒動の記事があつたので次に紹介しよう。

「慶應二年（一八六六）寅六月、乱妨、（中略）右乱妨のはじまりは、米直段高値と申すよりはじまり、慶應二寅六月朝六つ時頃芝村弥三治方へ追々打寄り、夫より知見村篠垣村へ移り、最寄寺々の鐘をつき、人數を集め、十戸村石井村へ寄せ來り、我々差留め候得ども、聊も聞入れ申さず、其の日、刻限は正午九つ時柄本村へ参り、前田弥左衛門を、家は勿論、土蔵部屋等の建物残らず散々に打破り、土蔵の内、諸道具皆々打損じ、家は戸障子柱迄切疵をつけ、多分の損害に逢ひ、それより名色村万場村山田村に至り、水口村与八郎へ参り、大乱妨、其時刻は午後八つ時頃なり、それよりして下（しも）に出、十戸村へ出候處、出石豊岡兩家より江原村又は松岡村辺に陣取り、妨方御役人あまた数多御出張相成り候様子、乱妨人の者ども此趣を聞込み、十戸村にて竹籠に立入、竹槍およそ千五百本ばかりをこしらへ、是を鎌々携え、久斗村迄押寄せ候得ども、追々人数も減少し、且は出石豊岡の警衛に恐れ、さんざんに引退き、先づ其日は暮六つ時分、残らず引取、出石豊岡御両家御警衛方も御引取に相成、翌日に至り久美浜より出石へ御頼みに相成、御家中二十人ばかり久美浜手代衆、ならびに小者十人ばかり、乱妨の跡、御見分に相成り、それより附廻りの者呼出し追々御吟味に相成り、御取調の上、徒党と申すは久田谷村万助御吟味に相成り、その外附廻りの者の内、悪業いたし目立ち候者十人ばかり、当村にて長右衛門宗助等二人入牢に相成り、一ヶ月余りにて御免。右万助は一人相残り、是は死罪にも相成趣に相見え候折柄、慶應四年（一八六八）辰正月、大坂は乱大変に付、丹後久美浜御代官宮部達次郎殿御支配所、丹但両国村々高合七万石の高百石につき三人づつ都合二千余人、夫人足

大坂表へ御繰出し御廻状これ有り、郡中一同打驚き、惣代の庄屋残らず久美浜へ出張、心配中、同月九日、四つ時、大坂引取にて落城に相成り、右夫人足は相止み、一同少し安堵仕り居り、右、京大坂騒乱に付き諸国大変の折柄に付、右氣多郡久田谷村万助を始め、その外、重罪入牢人、牢破り躰てにて当分逃去り、それ切りにてすべて罪人御免と相成り済む」

〔柄本、前田輝男文書〕

これによれば百姓めいめいが千五百本の竹槍を携えて久斗村まで押し寄せてゐる。幕藩体制は正に風前の灯であつた。

次節以下に、生野代官所領の朝來養父出石氣多の四郡の二百十六カ村の村々が慶應三年十一月に訴え出した石代歎願書と、久美浜代官所領の城崎氣多美含二方四郡の村々の慶應三年の貢租減免願があるので、全文を採録しておくが、これによると、慶應元年より長州（長門）防州（周防）へ御進発の夫人足を戦地へ差出すよう仰せ出され、莫大の出費となり、その他、慶應二年の秋には前代未聞の大洪水があつたこと、又、大宮御所の造営費用とか、東海道草津宿の新規助郷などの徵収、更には文久二年の生野の變につき諸藩諸旗本の出陣に伴う人足のかり出し、諸雜費の支弁などが甚だしく、又、近年は異國船が渡來し、海防の御手當万端も混雜して莫大な費用の徵収を受けており、この上更にきびしく取立てがあるならば、村々難渋し、一同困窮は必至であつて、潰れる百姓が出るのは明らかで、忽ち人氣不穩で変事が起る情勢があつたことが、詳しく述べ書き連ねられている。

西の下谷騒動はこのような大騒動であつたにもかかわらず、関係者の処罰が非常に寛大な結果に終つてい

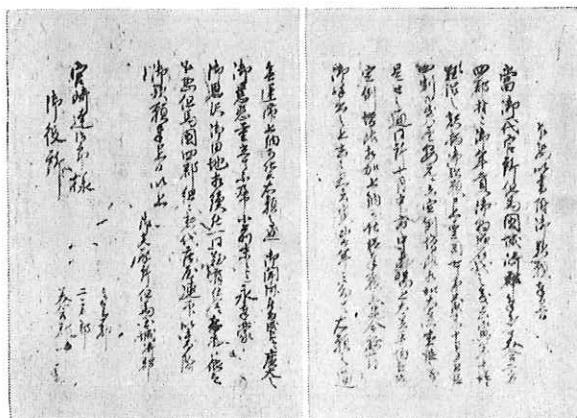


写真185 久美浜代官所領四郡村々貢租減免願(河本洋一文書)

ることは、幕府権力の衰えをさまざまと示すものであるということができる。

夜どおし西の下谷をどよもす千数百人の百姓のときの声、いんいんと響きわたる寺々の鐘の音は、正に幕府滅亡の日近く迫るを思わせる弔鐘と聞えてくる思いがする。ここ但馬の一角にも、ひしひしと、騒然たる明治維新の夜明けの息吹きが近付いて来つつあった。

第八節 慶應三年久美浜代官所領

四郡村々貢租減免願

次に、久美浜代官所支配下の、城崎、氣多、美含、二方の四郡の村々の慶応三年（一八六七）の貢租減免の歎願書の全文をのせておく。

「乍レ恐以ニ書附一御歎願奉ニ申上一候

當御代官所但馬國城崎氣多美舍二方四郡村々御年貢御物成石代之義、去寅年（慶應二年）中段々難渋之訛柄御歎願申上、豊岡町御藏米十月直段四割貳歩八厘安元ニ立、定例増銀相加、大豆直段之義ハ是迄之通、同所十月中、市中相場上大豆平均直段二定例増銀相加、上納可仕段奉願上候処、今般一同御呼出

之上、去々丑去寅式ヶ年之分ハ右願之通御聞濟ニ相成、当卯年（慶応三年）よりハ寅年被^ニ仰渡^ニ之通り、豊岡御藏米十月中平均直段ヲ以、上納可^レ致旨御下知相済候段被^ニ仰渡^ニ、一同承知仕、式ヶ年之分御聞濟ニ相成候御義、御仁慈之程冥加至極難有仕合ニ奉^ニ存候。尚當卯年より右之通再応之御下知御嚴重之御趣意難^ニ默止^ニ、重々奉^ニ恐入^ニ候得共、皆々当惑之余り不^レ顧^ニ御叱^ニ、御歎願奉^ニ申上^ニ候。

元来但州四郡村々土地柄之義ハ、去寅年（慶応二年）委細奉^ニ申上^ニ候次第、深山谷入之湿地少々打開候場所ハ低處水附之村々ニ御座候處、享保年中御上知以来、御取箇之義ハ連年相進ミ、近国無^ニ比類^ニ御高免ニ相成、且又去々丑年（慶応元年）より御進發之御義被^ニ仰出^ニ、村々夫人足相掛り、莫大之雜費、実以難渋困入申候。

其上去寅之秋前代未聞之洪水、低所ハ分て皆無同様、谷々ハ青立砂入、近來無^ニ之凶作、且荒地開発、夫食米買入、堤土手修復等、多分之銀子調達之工夫、致方無^ニ之候ニ付、無^ニ拠御上様^ニ拝借金御願奉^ニ申上^ニ候村方も有之、其外村々ハ重立之者共田畠山林質入ニ致し、他借ヲ以其日送リニ取統候難渋之次第、種々心配迷惑仕候。

然共今般被^ニ仰渡^ニ之趣、再応之御下知、重き御儀厚御理解之旨一同恐伏仕、小前末々迄得と申諭候處、一同願出候ハ、御上知以來豊岡町市中米上中下三段平均ヲ以、上納仕來候處、天保十二丑年御勘定御吟味役竹内清太郎様高橋平作様被^ニ遊^ニ御巡國^ニ候而、御吟味之上、市中相場平均直段之義ハ不正之筋ニ被^ニ思召^ニ、御改正ニ相成、豊岡御藏米十月直段四割五歩安を元ニ立、定例増銀夫々相加上納可^レ致旨、御下知之趣被^ニ仰渡^ニ付、一同驚歎仕、百カ年余相続仕候御趣法之義、御改正ニ相成候而ハ甚以難渋之始末、段々奉^ニ願上^ニ

候得共、一旦被_ニ仰出之御義、殊_ニ寅卯辰僅三カ年之義、是非請印可_レ致様厚御理解被_ニ仰聞_レ、無_レ拠承伏仕候御義ニ御座候。

其後己年より寅年迄拾カ年季、又々武歩増四割三歩安、定例増銀差加、上納可_レ致旨被_ニ仰附_レ、皆々案外之義、誠ニ以当惑仕、惣代之者共御代官岡崎兼三郎様(久美浜代官)天保十四(嘉永元)へ種々奉_ニ歎願_レ候處、御叱之上、白砂止被_ニ仰附_レ候故、不得_レ止御請印仕候。

尚又年季明、去ル寅年、御代官鈴木大太郎様(久美浜代官)安政三(五年)へ跡年季御願奉_ニ申上_ニ候処、壹厘增四割武歩九厘安、定例増銀差加、去ル卯年より子年迄拾カ年季、夫々上納可_レ致御下知之御趣意被_ニ仰渡_レ、一同難_レ有承伏仕、尚去々丑年去寅年、段々御歎願奉_ニ申上_ニ候而、壹厘增四割武歩八厘安、定例増銀相加、來ル戊年迄十九年季、御伺被_ニ為成下_ニ候処、此度之義ハ十九年季不_ニ相叶_レ、僅武カ年之分御聞濟之御下知ニ而、甚以困入候得共、為_ニ御趣意_レ、尚亦壹厘增拾ヶ年季御願奉_ニ申上_ニ候様、擧而申出候得共、惣代出掛り之者共精々理解申諭、此度再心之御下知被_ニ仰渡_レ之御趣意、不容易御義、御恩之程相弁、御耀_{サヨ}増格別出精可_レ致旨、篤及_ニ說得_レ候処、御改正以来追々御耀增ニ相成、大小之百姓困窮仕候上、当年別段耀增仕候而ハ、天保度御改正御初年ニ比_ニ候処、格段之相違ニ相成、逆も相続無_ニ覚束_ニ候得共、旧来之御仁政、且近來異船渡來、海防御手當万端御混雜中、莫大之費用廉々相弁、為_ニ御冥加_レ、此度拾ヶ年季八厘増、出精可_レ仕候様申出候。

此上御嚴重被_ニ仰附_レ候而ハ、一同必至困窮、潰れニ可_レ及儀ハ頗然ニ付、忽人氣不穩、變儀ニ相成候哉難_レ計、惣代之者共實以心痛仕候間、村々難渋之始末深く御憐察被_ニ為成下_ニ、何率御上様格別之御仁惠ヲ以、

当卯年より来ル子年迄十ヶ年季、豊岡御藏米十月直段四割貳歩安御割下之上、定例増銀夫々差加、大豆直段之義ハ是迄之通、同所十月中市中相場上大豆平均直段へ定例増銀相加、上納被_ニ仰附_ニ候様、偏ニ奉_ニ願上候。

然ル上ハ追々御趣意ニ叶候様、大小之百姓丹精を尽し、農業出精相勤、質素儉約相守、御年貢御触日限通、聊無_ニ遲滯_ニ上納可レ仕候。

右願之通御聞済被_ニ成下候ハバ、広大之御慈悲、重立ハ不_レ及_レ申、小前末々迄、永奉_ニ蒙_ニ御恩沵_ニ、御田地相続仕、一同難_ニ有仕合_ニ奉_ニ存候。依_ニ之、乍_レ恐但馬国四郡組々惣代庄屋連印、以_ニ書附_ニ御歎願奉_ニ申上候。以上。

御支配所但馬国 城崎郡

氣多郡

二方郡

美含郡

宮崎達治郎様（久美浜代官、元治元年、一八六四年以降）

御役所

〔鶴岡、河本洋一文書〕

第九節 慶應三年生野代官所領四郡村々石代歎願書

次に、生野代官所支配下の朝來、養父、出石、氣多の四郡の百二十九カ村の村々の連名の慶應三年（一八六七）十一月の貢租減免願の全文をのせておく。

「乍」恐以三書付御歎願奉申上候

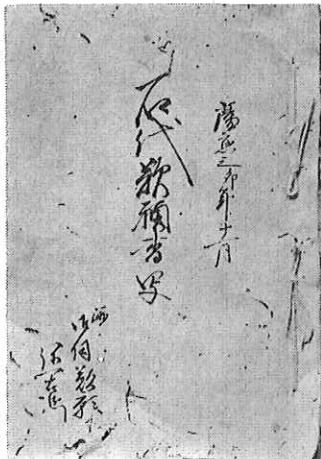


写真186 生野代官所領四郡村々石代歎願書(河本洋一文書)

当支配所但州村々之義、朝來養父出石氣多郡百武拾九カ村ハ、古料ト唱、養父氣多郡拾四カ村年曆不レ知、并享保十二未年中京極土肥之助様杉原七十郎様御上知新料ト唱、養父氣多郡五拾五カ村、上知新料ト唱、天保七年嘉永四亥年中仙石讚岐守様御上知并村替御上知村ニニ而、御年貢御物成石代御直段去々丑年季明ニ付、壱厘糸増継年季奉三願上候處、去寅十一月中京極飛彈守様御城下但州豊岡町御藏十月中御払米直段ニ定式増銀を加江、大豆之儀ハ從来之通り同町売買直段ヲ以、上納可レ仕旨被仰渡奉三承知候得共、米方石代御直段安外仕、早速御請申上兼、尚亦奉三歎願候處、再応御同被成下、先般丑寅兩年ハ願之通り四割二分八厘安御下知御座候段被仰渡、一同難有仕合ニ奉レ存候。
然ル处當卯年以来、右豊岡町御藏米相場を以御上納可レ

仕御下知之趣被_ニ仰渡_ニ候得共、右様之義ニ而ハ郡中村々逆も相続出来不_レ申、石代御直段御歎願筋一同談判中、先般生野銀山御手山御廃止ニ被_ニ仰渡_ニ、驚入恐縮仕、右ハ御政法之御義可_ニ申上_ニ様無_レ之、且石代御直下_ニ之義是迄御支配様ニおるて土地柄難渋之次第被_レ為_レ在_ニ御承知_ニ、御配慮被_ニ成下_ニ候而も如形之次第、御時節柄重々奉_ニ恐入_ニ候得共、此儘ニ而ハ忽村々亡村ニ相成、生野御藏詰米之義ハ先前より村々定六歩合、又ハ閏月有_レ之年計閏月米ト唱、御詰米いたし来リ候義ニ而、往古より当國ハ御廻米等難_ニ出来_ニ國柄ニ有_之、右ハ何様之御趣意ヲ以被_ニ仰付_ニ候とも、迎も御請出来可_レ申事之無_レ之土地ニ御座候。

一体但州之義ハ薄地ニ而、米証格別相劣り、無難之年柄ニ而も、青米、打碎米等多分出来、当國ハ元来雪國ニ而、年ニ寄九月下旬之頃より雪霜降り積り、雨天勝ニ而乾不宜、夏越ニ相成候得バ不熟米ニ付虫入交、痛欠減多、下米之分ハ更ニ夏越ニハ不_ニ相成_ニ、夫故村々重立候もの共直下げいたし小前夫食融通仕、打碎米ハ□粉ニ挽、草木ノ実等搗交焼餅ニいたし、食料不足し合之処、追々御高免ニ相成、田方御免六ツ七ツ余ニ相当り、畠方も同様之土地柄存外之御高免ニ而、追々村々難渋ニ廻り、年末御敷石代上納被_ニ仰付_ニ候次第ハ、当國之儀山陰之内ニ而も高山谷間、別而川上ニ生野銀山、最_レ寄円山村神子畠村多々良木村与布土村養父郡竹ノ内村和田村ノ内明延銅山、吉井村氣多郡羽尻村ノ内阿瀬銀山万場村を始、銀銅鉛堀取候跡古間歩と唱所にて有_レ之、聊之出水ニも右古間歩より悪水御田地へ流し込、右最寄ハ勿論、明延銅山附、阿瀬銀山附川下モハ、數里之間田方植付後一旦不_レ残水を落し、田而、干_レ之上、苗色薄黄ニ相成候程合を見計、尚水湛手入いたし、耕作難苦不_レ少村々ニ有_レ之、地味劣り夫食不足、且御私領中も皆銀納ニ被_ニ仰付_ニ、其上大川附村々ハ用水井堰道橋御制札場を始、庄屋年寄肝煎給ニ至ル迄、御領主様より御下_ニ被_ニ相成_ニ候得ども、御料ニ

相成候而ハ右様之廉とも不_レ残村入用ニ相成、元來地詰り之上晚田多□作仕付不_ニ相成、且亦川除御普請所之義前々□相當米銀被_ニ下置一候處、近來ハ至而御手薄亦ハ年延等ニ被_ニ仰付_ニ、大半自普請同様ニ相成、諸色ハ勿論、米価別而高直ニ而、平年之拾倍余も相掛り候得ども、難_ニ捨置一場所も自普請を以相仕立、自力におよび不_レ申村方ハ年賦御拝借仕、漸當座相凌、殊ニ長防護進発夫人足差_ニ出戰地之義、御手當之外村々ニ而多分之内人用相嵩、其外大官御所御造営入用、又ハ是迄一切無_レ之東海道草津宿新規助郷等被_ニ仰付_ニ、且ハ去ル亥年生野御陣屋浪士乱入、諸家様御改メ儀御人数、往返繼立人足、諸雜費不_レ少、元來当國ハ御高拾式万石余、人數拾七万余人と□□候得共、當時ハ余程相増候義と奉_レ存候。

國內湯鳴村、湯村、右温泉江ハ年分諸国より多人數入込、尚以飯料不足仕、他国入米無_レ之候而ハ必至差支、去寅年中ハ生糸御運上をも被_ニ仰出_ニ、御取立ニ相成、前々より真綿代定納之上ハ小前もの共ハ二重役之趣申立、近來外國交易ニ付蚕飼増、小前之もの共ハ買桑を以數日飼立、右を引当飯料等仕送り受候得ども、俄ニ季候相變り候節ハ虫不_レ殘腐爛いたし、其儘打捨候義ニ而詫と不_レ定、余業ニハ候得ども差向候場合夫食買入手当ニ養蚕仕、右ニ付而ハ農業手後れニ相成候義も有_レ之、自然と作物も出来劣り、城崎郡川口津居山ニおるて先前ハ例年凡_ニ貳万石計り、其外丹州播州御私領御藏米買受來り候處、近年は同湊ニ而も五、六万石余も買入候趣、異國船渡來後、物価未會有之高直、小前之もの共より困窮ニ陥り、夫食代銀前繰ニ相成、村々借□も相嵩、諸品代銀夫食買入米代銀□太之義ニ而、村役人始重立候ものども申合才覺ニ而、他国借入金を以當座相凌罷在候得ども、豊岡藏米相場を以石代御取立ニ相成候様相成候而ハ、凌方無_レ之、御高免村々質地ニ受取吳候ものも無_レ之、返済主法無_ニ御座_ニ、小前ハ不_レ及_レ申ニ、重立候もの及_レ潰候義□右石代之義ニ付而

八、享保年中朝來郡乗音寺村信右衛門義（松岡新右衛門）、其節之御支配御代官鈴木連八郎様御検見御用先江歎願仕候処、村々より追々罷出、多人數ニ相成、彼は混雜いたし、猶信右衛門ハ江戸表江罷出奉ニ歎訴、終ニハ同人八丈嶋江流罪被ニ仰付ニ、且右石代直段之義、豊岡町十月中壳米直段御元立ニ相成、定式増銀を加ヘ、享保九辰年之頃より御上納相続仕来り候処、寛政九巳年御取箇筋並石代之義ニ付、御勘定組頭勝与八郎様上方中國西国筋江御越し之砌、但州豊岡町江も御移り、石代御直段御取調御座候節も、同所十月中米屋共壳米相場中米直段ニ相立、上米直段之義ハ中米ノミ壹石ニ付三匁高ニ被ニ仰付ニ候由、同年以來天保十二丑年迄、古料ハ四拾五年右御主法被ニ仰付ニ有レ之候処、同年十二月中御勘定高橋平作様竹ノ内清太郎御越ニ而、尚亦御取調御座候趣ニ而、同十三寅年より豊岡町藏米相場より御直段下ゲ年季附被ニ仰付ニ相続罷仕候処、享保年中之頃よりハ追々御免も相進ニ当惑罷在、近年諸色高直等ニ而、小前重立百姓共相疲れ、此上石代□□無ニ御座ニ様相成候而ハ、手余リ地等追々出来、御百姓相続相成不レ申、実ニ今日より路頭ニ□候もの多潰可レ及ニ退転ニと人氣不穩、村役人共ニおるても申諭し、取静方無之、村々相続方粉骨碎身御歎願申上候様可レ致旨申聞罷在候処、生野銀山御廢止ニ相成候ニ付、前書ニ奉ニ申上ニ候通り、是迄同所御藏江御詰米いたし候分ニ而も、一同豊岡町十月中御直段四割式分八厘安ニ五厘糞増、拾力年季奉ニ願上ニ候処、尚再応御取調之上、三厘糞増年季之義取縮御願可ニ申上ニ旨、厚御利解被ニ仰聞ニ、御趣意之程恐入難ニ默止、都合八厘糞増仕、四割式分安ニ而当卯より未迄五ヶ年季を以御伺取被ニ成下ニ候様、御慈悲之程偏ニ奉ニ願上ニ候。

右願之通り御許容被ニ成下置候ハバ、夫食不足之國柄御高免相保、小前百姓共前書難渋之廉々相凌、万民御救ひ広太之御仁惠、冥加至極難有仕合ニ奉ニ存候。

依レ之乍、恐村々惣代連印を以、奉_ニ歎願候。以上

慶應三年（一八六七）十一月

当御支配所 但州朝来郡黒川村外八拾九力村惣代

新井村年寄 五郎右衛門

石田村庄屋 覚右衛門

竹田町年寄 寿右衛門

矢名瀬町年寄 吉郎右衛門

栗鹿村年寄 曰下安左衛門

養父郡竹ノ内村外三拾壹力村惣代

持河内村年寄 仁兵衛

糸井市場村庄屋 吉郎右衛門

関ノ宮庄村屋 能見俵右衛門代兼

九鹿村百姓代 友右衛門

出石郡奥山村外六力村氣多郡伊府村右惣代

木村庄屋 吉右衛門

養父郡宮田村外八力村惣代

岡村庄屋民四郎代兼

宮田村庄屋	幸右衛門
氣多郡伊福村外四力村惣代	助左衛門
伊福村庄屋	治郎兵衛代兼
養父郡宿南村外拾七力村惣代	
宿南村庄屋	
三谷村庄屋	利左衛門
伊豆村庄屋	精之助
養父市場村外式拾四力村惣代	
淺間村庄屋	數右衛門
府市場村外式拾八力村惣代	儀右衛門
府市場村庄屋	
加陽村庄屋	二平次
多田屋村庄屋	弥一右衛門
橫田新之丞様	
生野御役所	

〔鶴岡、河本洋一文書〕

第十節 慶応四年討幕の通達文書のいろいろ

山陰道鎮撫總督、西園寺公望（さいおんじきんもち）は慶応四年＝明治元年（一八六八）正月二十七日、久美浜より豊岡へ入り、翌二十八日には国府を経て八鹿へ進んだ。但馬における幕藩体制の亡びる日がやつて來た。ここにそのころ出された討幕の通達文書をあげて近世の幕を閉じることにしよう。

①「達書」

一、此度、農兵御取立、被_レ為_レ成候間、勤王有_レ志之輩ハ、当陣當江願出可_レ申候事。

慶応四年（一八六八）戌辰正月

久美浜官軍 執事

②「条々」

一、王政復後ニ付、幕吏之旧弊相改、土民安堵之御所置、被_レ為_レ在候間、聊_レ疑惑致間敷事

一、徳川慶喜始会津桑名等江一味之賊徒誅伐、勤王之志有_レ之輩ハ、各武具、得ものを携ヘ、速ニ官軍ニ可_ニ馳加_レ事。

一、官軍ニ加リ候村々ハ、當年之處、御年貢半納之御沙汰可_レ有_レ之候。若狐疑致、不參せしむるニ於而ハ、其一村立_レ所迄御誅罰可_レ被_レ処事。

慶応四年（一八六八）辰正月

官軍執事

」

右ハ生野料、伏、八社宮辺ニ相懸り候制札之写

③「達書

一、王政復古ニ付而ハ、是迄幕吏之旧弊を相改、土民安堵之御所置、被^レ為^レ附候間、聊疑惑致間敷事。

一、今度、此迄関東（江戸幕府）支配致し居候土地ハ、尽ク被^レ召上^二、天朝御料ニ被^レ復候間、此上厚可^ニ心得一事。

一、此度、山陰道總督として、西園寺殿丹波福知山ニ御出張被^レ為^レ在候ハ、賊徒御追討、下民鎮撫之為、御發行之儀ニ付、是迄難済之仕法^レ等ハ、歎願被^レ為^レ聞候間、可^ニ願出^一候事。尤、今日之騒擾ニ乘ジ、百姓共多人数集り、一揆等相企候節ハ、賊徒同様、被^レ加^二誅戮^一候間、凡而心得違無^レ之様、鎮静可^レ致候事

慶應四年（一八六八）戊辰正月

久美浜官軍執事

当支配所諸郡村々 百姓共^ハ」